

## 第8回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成 19 年 11 月 8 日（木）11：04～11：43
2. 場所：永田町合同庁舎 4 階 401 会議室
3. 項目：厚生労働省・文部科学省との意見交換  
「放課後子どもプラン」について
4. 出席者：【規制改革会議】白石主査  
【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局育成環境課 課長 田中 誠  
【文部科学省】生涯学習政策局生涯学習推進課 課長 上月 正博  
【規制改革推進室】事務局

### 5. 議事：

（厚生労働省・文部科学省関係者入室）

白石主査 本日は、お忙しい中、ヒアリングに応じていただきましてありがとうございます。こちらの事前質問に対するご回答の中身は事前に拝見させていただきました。時間が30分しかございませんので、少し追加的にお教えいただきたいことや、ご教示いただきたいことを伺っていくという形を採らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

お手元の資料2というところからお伺いしてまいりたいと思います。自治体におけるこれまでの実施状況の中で「運営委員会の設置」というのが書いてありますが、運営委員会とは具体的にどのようなことを検討して、どんな権限の人たちが入っているのかということをおし教えていただけますか。

上月課長 これは、基本的に自治体が責任を持つ形で各地域で子どもたちの総合的な放課後対策をどうするかということを考える訳ですね。市町村で運営委員会を置いて、基本的には、コーディネーターはいろいろな人がいると思いますけれども、コーディネーターの人とか、PTAの人とか、学校の関係であるとか、あるいは地域の例えば民生委員であるとか、こういう活動にかかわる人がいろいろ入って、その中で具体的に子どもたちの放課後の過ごし方を考え、かつ、小学校区ですから、その中で自分たちの地域ではどういう活動をしていくか、それにはどういう人が良いのかといったような話を具体的にしていくということです。

白石主査 では、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を合わせた実施数の8分の1程度しかコーディネーターが占めていないというのは、まだコーディネータ

ーを置いていないところがあるという理解でいいですか。

上月課長 コーディネーターは1カ所1人というよりも、大体数カ所に1人のことが多いんですね。具体的に活動している人を、この学校にはこういう人がいるなどが、こんなところについてはこんな人に行ってもらおうとか、そういう各地域の活動を全体調整する人なんです。したがって、1カ所に1人というよりも、どちらかといったら2～3カ所に1人のコーディネーターという場合が多いです。

白石主査 コーディネーターになれる人というのはどのような人なのですか。

上月課長 いろいろなパターンがあるんですが、私が具体を見ている感じだと、元民生委員だったとかですね。

白石主査 児童委員とか。

上月課長 そのような方が多いです。あるいは学校の校長先生であった人とか。

白石主査 校長先生がなると、やはり学校中心に考えがちなので、より細かな子どものニーズなどを果たして考えられるのかどうかということなんですけれども。

上月課長 OBですね。OBだった人が、むしろ学校というのは、先生ご案内のとおり、きちんとカリキュラムが決まっていますよね。それは放課後になりますとかなり主体性のあると言いますか、かなり範囲が広がってきますので、そういった中で、校長を経験すると結構地元の人とのつながりも多い方がいますので、そういった関係でコーディネーターをやっている方もいらっしゃるということでございます。

白石主査 後で結構ですので、運営委員会の設置数が今どれぐらいなのかとか、指導者研修をおやりになっていらっしゃると思うので、この実績等もお示しいただきたいと思います。もしおわかりになれば、コーディネーターという人たちがどういう職種・属性の人たちなのかというデータも後ほど頂戴できればと思います。

次に、回答1にあります表で、平成18年から19年にかけて実施箇所数が減っているのは、これは両方の事業を一緒にやっているの、子ども教室推進事業が減っているという理解ですか。

上月課長 これは、ここに書いてあることを申し上げますと、平成18年度までの事業は、国の緊急開発事業みたいな形で、子どもたちの安全な場所を確保して、要するに100%委託

費の事業なんです。19年度からは、さっき申し上げました、もっと組織的、安定的に地域でつくっていただくということを申しましたように、行政に対する、自治体の3分の1補助事業なんです。したがって、まず予算の制度が変わったということがあります。それから、前の制度は、もっと言いますと、必ずしも行政が地域へ入ってということではなくてNPOが直ということもできる訳です。そういった意味で、ご案内のとおり、地域財政が非常に厳しい中で、特に今年は選挙がありましたので、そういった中で予算上もかなり苦労した中で6,300カ所でございます。ちなみにこの8,300カ所は、3年間の緊急事業ですので、平成16、17、18年度にやりまして、最初の年は5,300カ所です。それがだんだん増えて、最終的には8,300カ所まで至ったものですので、私どもとしてはこれ、こう見るとちょっと減っては見えますけれども、仕組みは変わった中で、自治体ではかなり努力していただいてこの数になったのかなと理解しております。

白石主査 さきほどの話に戻って恐縮ですが、この運営委員会は必置なんですね。必ず置かなければいけないんですね。

上月課長 必置です。

白石主査 では、今検討を進めているところで置いていないところはないという理解でいいですか。

上月課長 ないですね。最初に、スタートするためにはそれがないと、つまり地域ぐるみでどうやって、小学校区に入れて子どもたちの活動をしていくかとできませんので。

白石主査 わかりました。1ページ目の最後のところで、コーディネーターさんを配置することによって、放課後児童クラブの子どもが子ども教室のいろいろな活動に参加しやすくなったということですが、これは具体的にはどういうことですか。

上月課長 つまり、この前の事業は地域子ども教室推進事業という事業でした。厚生労働省はこれと同じ事業なんですけど、両者のことについて両方見る人っておよそいなかった訳です。それぞれ個別にあった訳ですね。今度は、全体のコーディネーターが、一応両方見られる立場になって入ってくる訳です。そういった中で、物理的な距離とか時間も含めて、例えば近接してある場合には子どもたちと一緒に集めましょう、留守家庭でなくてもといったようなことを両方のものを見る、コーディネーターという立場にいるということです。

白石主査 要するにお母さんが働いていない子どもたちも、学童の子どもたちと一緒に

遊ぶということですよ。

上月課長 はい、そういうことです。

白石主査 逆はないのですか。

上月課長 逆と言いますと。

白石主査 逆もありますよね。例えば児童クラブに行っている子は基本的に無料ですよ。

上月課長 児童クラブは、むしろ保護者負担がある訳です。

白石主査 ああ、そうですね。学童は保護者負担があって、教室は無料ですよ。

上月課長 はい、そうです。

白石主査 例えば、子ども教室の子どもが児童クラブに行くと、費用負担の有無で、やはり保護者間に軋轢が生じたりすると思うのですが、逆もあるのですか。

上月課長 逆は今のところほとんどないです。

白石主査 わかりました。

では、次に進ませていただいて、そもそも学童と放課後全児童対策の一体化をするに当たって、利用者レベルでは、やはり事務局や補助金というのも一緒に運用して、窓口を一本化していただく方がやりやすいかなという感触を持っているんですけども、どちらに申請書を出してもいいんですよ。

上月課長 はい、そうです。

白石主査 依然として2つの窓口があって、補助金の流れが若干違うということで、素人的に考えると、文部科学省さんに出されるのと厚生労働省さんに出されるのと、人によって対応が違う場合ってありますよね。

上月課長 まず、厚生労働省さんの場合は、基本的には留守家庭児童のお子さんを預かるという趣旨のもので、それはそれで社会ニーズがあってやっている訳ですけども、つ

まりある意味ではAさんの子を預かっているとはっきりわかっている訳ですね。責任を持ってやる訳です。こちらの場合は、そういう子どもを特定せず、親を特定せず、希望する人はどうぞ、と。そういった中で、安心できる場所で遊んだり勉強したりしましょうという活動ですので、そこはかなり仕組みとして違うというのがありますね。その分を外すということは、現状の中ではなかなか難しいところがあるのかなと思っています。

白石主査 そうなんです。だから、今おっしゃったように、例えば申請を出して行って、必要とされる背景とか親の受けとめ方が違う風土の中でずっと事業をやってこられて、本当の意味での一体化というのだったら、やはり共通の窓口をおつくりになるとか。書式は一体化しているんですね。

田中課長 交付要綱とかはですね。

白石主査 そうそう。それは、認定こども園なんかには比べてはるかに進歩しているんですけども、やはり手続論を是非一緒にやっていただきたいと思うんですが、なかなかそうはいかないということですか。

田中課長 お互いの省で連携室をつくっておりますので、書類は一本で出してもらって、それから区分けして補助金を出すという形になっておりますので、出す窓口はどちらに出していただいても結構だということなんです。

白石主査 かえて利用者側というか申請側に混乱が生じませんか。中長期的に一本化というのはお考えではないですか。

上月課長 それは、地域の方がどう見るかなんですけれども、さっき私が申し上げましたように、今までは別々にやっていた訳です。今回は総合的な子ども対策で、自治体が出す限り全体を見るようにしてください、と。活動も含めてですね。それが意味プラスアルファで来て、お金の仕組みみたいなものは微妙に違うところがありますので、その辺のずれみたいなものはあるかもしれません。

白石主査 わかりました。

先に進んで、(2)のところ、年内には両省合同で実施状況調査を行ってくださるということで、実態把握の内容もここに書いていただいているんですが、現時点で、同じ場所で一体的にやっているのか連携型でやっているのかということの把握はできていらっしゃいますか。

上月課長 全部は把握しておりません。それはまさしくこの調査でと思っています。

白石主査 把握するということですね。

上月課長 はい。

白石主査 これは調査対象が自治体だと思っんですよね。私どもとしては、せつかく公費でおやりになる調査なので、やはりこの機会に、そこを利用していらっしゃる方の認識を含めて調査をしていただきたいと思っんです。運営側のニーズと、必ずしもそこを利用されている側のニーズは同じではないので、やはり一体的に運営していらっしゃる所の保護者の方たちは、子どもが多人数で遊べてすごくたくましくなっったというようなご意見もあつたり、別々のところは、やはりそれぞれのニーズがよく加味されてということなので、是非調査にユーザー側の視点も入れていただきたいという、これは依頼でございます。

田中課長 調査項目を今両省で詰めておりますので、そこら辺もできればですね。

白石主査 そうです。是非そういう視点もお忘れなく。  
他につけ加えるべき内容は、事務局からありますか。

事務局 実態把握をされたその先のステップと言いますか、段取りや見通しをどのようにお考えかというのを伺いたいと思っます。

上月課長 私どもとしては、子どもたちにとって良い居場所であり、良い活動ができることが第一ですので、そういったことが、ある意味ではより効率的・効果的にできるのが、私どもとしては、努力できる所は、この調査によって課題が出てくればそれを改善していきたいと思っています。

白石主査 次に、3番ですが、私が以前住んでいた都内で障害をお持ちのお子さんを抱えるお母さんがいらっしゃって、結構重度なんですけれども普通学級に行っていたんですね。お母さんも仕事をお持ちだったので、ボランティアさんを活用して、学校にお迎えに行つて学童にということだったんですが、障害児の枠が学童当たり2人と決まっています、もう既に障害をお持ちのお子さんが入られていたので、自分の学区の学童には行けずに、離れたエリアの学童に通つていらっしゃったんですね。でも、枠が空いたら是非自分の学校区の学童に通いたいということでした。ここに出されている待機児の数以外にも、もっと潜在化している待機児の数があるのではないかと思っんです。そこは今、

自治体に任せていらっしゃるということで、国としての把握はおやりにならないのでしょうか。

田中課長 障害児の話なんですが、私どもとしては、2名以内とかそういう枠は定めておりませんで、いらっしゃる場合については補助金の加算制度を設けているということで、放課後について、もっといらっしゃる場所もありますし、千差万別だと思います。

白石主査 1名の場合は出ないのですか。

田中課長 1名でも補助は出ている。

白石主査 1名も出ますか。要するに、人数ごとに補助金が出るという理解でいいですか。

田中課長 1人いくらということではなくて、障害児を受け入れしている放課後児童クラブに対して加算をすると。

白石主査 障害の程度にもよると思うんですけども、やはり人数は多ければ多いほど手間というのはかかりますよね。

田中課長 そうですね。うちの制度は保育所みたいな1人いくらの制度ではなくて、補助金が1カ所の運営費をいくらでやっておりますので、大規模の場合には大規模加算みたいなものがあるんですが、1人いくらという制度にしておりませんので。

白石主査 それは、やはり人数当たりになると、ぐっと予算が拡大するので好ましくないと。

田中課長 保育所と同じになってしまうと数千億円、1兆円とか、そういうふうになってくるところもあります。保育所は市町村に実施義務がありますけれども、うちは、もちろん児童福祉法に規定されていますが、その実施義務はない訳でございます。待機児童の話につきましても、いわゆるなかなかその把握が難しいところでございまして、登録だけして、いらっしゃる方が結構いらっしゃるりで、待機児童の把握は、市町村によってはなかなか難しいところもございまして。

白石主査 私もその実態はよくわかるんですが、例えば、こういう言い方がいいかわかりませんが、低所得、比較的中間層以下の方たちというのは、お母さんが仕事をし

ていながらも、教室の方に行きなさい、全児童対策の方に行っていれば費用がかからないということで、本来的には学童のニーズがありながらも、放課後子ども教室の方に行っている。学童というのは一定割合負担があるので、本当はもう少し低廉な費用であれば学童に入れたいんだけど、要するに子どもの安全確保のために子ども教室の方に入れている人たちもいるんですね。だから、待機児童というものが、実態として真の待機の数なのかという点については疑問がありますので、是非これは、もう少し細かい状況把握をしていただきたいと思います。

次に、(3)の2のところ、「余裕教室の活用を図りながら、必要なすべての小学校区での実施を目指し、必要なソフト及びハード面での支援措置」、ここを少し具体的に教えていただけますか。

田中課長 余裕教室を活用ということは、まさに放課後プランの目的でございます、文部科学省と教育委員会と協力しながらやっていきたいということです。余裕教室は、学校の余裕教室及び学校敷地内を合わせますと既にもう47%を占めておりまして、小学校区の中でやっていただいているのが多くなっています。それで、必要なすべての小学校区2万数千あるんですが、へき地とか離島を除きますとおおむね2万カ所ではないかということで、2万カ所を目指して予算措置している。今現在1万6,600カ所ぐらいで、毎年800カ所程度増えてきております。急激な伸びでございます。それで、未設置市町村につきましても、もう市は既に全市に配置されておりまして、244町村がまだできていない。必要ないところもきっとあると思うんですが、相当進んできているような状況になっております。ソフト面はそういうことでございます。

白石主査 ソフトというのは。

田中課長 運営費のことなんですが。

白石主査 例えば、ハードというのは、お母さんが働いていらっしゃるんで、家庭的な雰囲気が必要とする時に畳の部屋があったり、ちょっと疲れたら横になれるようなところがあったり、というものだと思うんですね。

田中課長 改修費用みたいなものです。

白石主査 今、学童では、子どもたちと料理をつくったりということもしているそうなので、小さな厨房があるかどうかなど、そういうハードだと思うんですが、ソフトというのはよくわからないんです。ソフト事業、ハード事業の。

田中課長 ソフト事業というのも、ここで分けているのは、運営費と、ハードというのは改修費とか創設、今までこの整備費が市町村にしか出なかったんですが、今度、社会福祉法人とかNPO法人がつくる放課後についても、そういう整備費が出るような平成20年度の概算要求を今しているところでございます。

白石主査 NPOでもオーケーと。これは運営費プラス施設整備費、両方出る。

田中課長 いえ、施設整備費ですね。今、平成20年度の概算要求をしているところでございます。そういうつくりやすいようにやっているところでございます。

白石主査 これは公立なのかNPOなのかによって費用の差はないということですか。

田中課長 いずれ同じ形でですね。

白石主査 3. のところで「クラブの力所の大幅な増」ということで、最終目標が2万カ所という理解でよろしい訳ですね。

田中課長 そうでございます。

白石主査 次に(4)のところなんですけれども、ガイドラインをおつくりになったというのは、未設置のところから、何か目安がないとやりにくいからつくってよというようなご要望があったと聞いているのですが、かえて一律にやることによって、みんなが同じようなことを目指してしまうとか、財政力のある自治体は、もっとそれより高みのところを目指すということがあってもいいと思うんです。例えば、資金が豊潤なところは学童クラブと同じように子ども教室事業もやってみようというふうに差をつけないような取り組みがあって然りだと思っただけですが、今のやり方では、一部の親御さんに、一緒になることによって今まで学童で維持されてきた質が低下するのではないかというご懸念があると思うんですね。それに対してお答えとしては、放課後子どもプラン実施前と同じサービスを提供して、サービスの質の向上と適正な運営の確保を図るよう通知をお出しになったということなんですけど、どういうことをもってサービスの質の向上と捉えていらっしゃるのか、何を満足すればサービスの質が担保されているとご理解されているのか、そのあたりを教えていただけませんか。

田中課長 このガイドラインをつくるに当たって、未設置市町村からの要望というよりも、今までは、私どもとしましては、多種多様なやり方をされているので、そういうガイドラインを定めなくて、地域の実情に合わせてやっていただきたいということをつくって

おらなかったんですが、こうやって急激な増加とか大規模化とか、大規模化の問題で、ぶつかってけがをすとかいろいろな問題が出てきましたので、最低基準ではないんですが、必要最低限の基準を定めまして、あまり細かく定めると、父母会等でやっている小さなクラブなどがそれにできないということになると困るので、必要最低限の基準を定めたと。それに沿ってやっていただきたいということで、現場のお母様方というか、現場の皆さんの声から、質が低下してしまっは困るという大きな声がありますので、その辺を踏まえましていわゆる指針というものを今回つくったと。今回、ガイドラインを出すに当たってパブリックコメントを受け付けたんですが、1,500通ぐらいのご意見をいただきまして、非常に関心が高いんだなということがございます。その意見の中にも、個々には賛否両論ありまして、あまり遅くまでやったら子どもがかわいそうではないかと言う人もいるし、いろいろな意見がありますのであれなんです、規模を決めるのもどうかとかいろいろな意見があったんですが、必要な基本的基準を定めて、これを参考にしつつ質の向上を図っていただきたいということでございます。

白石主査 なるほど。これ、私も読ませていただいたんですけれども、おおよそ40人で最大70人とか、71人以上のクラブの補助というのは3年間の経過措置をもって平成22年以降廃止とか、ある種、財政力がなくなるところや、子どもがすごく増えているところについては少し厳しいかなという感触を持ったんですね。このガイドラインというのが今おっしゃった必要最小限の基準で、それを満たさない、それ以下のところは切り捨てられてしまうのではないかとといった懸念があるんですが、それについてはいかがですか。

田中課長 そういうことではなくて、これを参考にしながらやっていただければということなんです。大規模については、今いろいろなご意見をいただいております。NHKの「クローズアップ現代」で取り上げたり、所沢の実態でも、あまり鼻血を出す子が多いとかいろいろなことを言われたりしておりますので、子どもの視点から見ると、あまり大規模だったら、具合が悪い時ちょっと横になることもできないような実態もありますので、それはちょっとまずいのではないかとということで、大規模化の解消を図っていきたいと考えております。

白石主査 3年の経過措置があって補助金が出なくなるのであれば、70人を超えているところというのは、その状態をより回避できなくなる訳ですよ。例えば、分割のための支援制度をお取りになるのであれば、71名を超えると35名と36名にするということができると思うのですが、3年間で廃止になると。

田中課長 廃止ではなくて分割を勧めておりまして、分割のためのハード事業、改修予算もつけます。都会地はなかなか別のところで作るといっても土地がないですから、い

わゆる分割してやっていくとかいろいろな工夫をしてもらってやっていかないと、なかなかいかないと。

白石主査 違う形態になれば、そのための補助事業がまた別途組み込まれるという理解でよろしいですか。

田中課長 施設整備を、区切りをしたり、区切りがいいのかどうかはちょっと別なんですけれども、第1、第2に分けるとか、いろいろな工夫をしながらやっていかなければいけないと。

白石主査 開所を250日以上、これについても、地域の実情によって、土、日完璧に休みだったりパートさんが多かたりするようなところはもっと柔軟な制度であっていいと思うんですけれども、これも250日以上でなければだめということで、これについてはいかがでしょうか。250日以下のところも地域によっては特例として認めるということがあるのでしょうか。

田中課長 250日というのは、ウイークデーと夏休みとか冬休みとかを基準に定めておりますので、少なくとも夏休みとか、授業をやっている日が200日、長期休業が45日、プラス5日間はクラブの運営上必要な開所日、例えば保護者会とか、入園・卒園式とかを想定してプラス5で250日と定めておりますので、少なくともこれだけは開いていただきたいとお母さんたちは働いておりますので。200日というのは、夏休みにやらないとかそういう形になっているのではないかと思うんですね。それはちょっと、子どもたちの行き場がないので、250日というのは。

白石主査 私も根本的な考えは一緒なんです。やはりここに書いていらっしゃるガイドラインというのは、今の利用者や親の立場を代弁したものであると思うんですが、やはり一律に切るのではなく、不幸にしてそこに引っかからないところを何とか存続させるような方向の方が望ましいということを申し上げているので、多分根っこは一緒だと思います。それで、3番目のところで、「ガイドラインを策定し、定期的な自己点検」と書かれているんですけれども、これは、各学童クラブで、こうした事業拠点でおやりになるのか、それともそれを統括していらっしゃる市町村がやるのか、コーディネーターがやるのか。

田中課長 それはいろいろなやり方があると思うんですが、県によって、埼玉県なんかはいろいろな点検をしたりされているんですけれども、他のクラブと比べて自分のところはどうかかというのをやりますし、市町村の中で自分の管下のクラブの質の違い、そこから辺を定期的に点検していただきたいということです。

白石主査 さきほどのガイドラインにこだわって申し訳ないですけども、やはり保護者側からもそういうニーズがあって、多種多様なものが増えてきてオーバーしているところも多いのでおつくりになったということなんですが、目安なのか、それとも目安と補助事業を一体化させるのかということは別物のような気がします。目安はあってもいいけれども、より今の段階から頑張っているところに補助金が出ていくような、一律にこうでなければだめだよというやり方論では、自治体の財政状況とか保護者や利用者のニーズを勘案することはできないのではないかと思うんです。さきほどおっしゃった、例えば大規模学童クラブを分割した時に整備事業が出るという特例を認めているケースみたいなものと、それに対する処置というか、措置制度や支援制度があったら、別途ご提供いただけますでしょうか。他にはないのですか。大規模クラブを分割した時には整備費が出る、250日以下のクラブの補助というのが平成22年以降廃止になる訳ですけども、これについてはどうですか。

田中課長 まず、今回のガイドラインは、補助金が出る、出ないにかかわらず、目安としたガイドラインでございまして、まず補助金とは別。補助金をもらっていないところも当然ありますので、小さな、10人以下とかがありますので。

白石主査 目安というのは努力義務だから、守っても守らなくてもいいということですか。

田中課長 保育所の最低基準みたいなものではないですから。

白石主査 そんなに強制力がないと。

田中課長 まったくないです。

白石主査 それでは何で存在するのかと。

田中課長 そこはあるんですけども、私どもとすれば、1万数千カ所もある多種多様な放課後がありますので、地方にお任せして、地方独自でやりやすいようにやってくださいということをしていたんですが、これだけのニーズが上がってきていろいろな問題が出てきたので、国会の青少年特委で、少なくともそういうガイドラインをつくるべきだとかというのを国会の先生方から言われたりですね。

白石主査 それは、どの先生が、どういう会議の先生方がおっしゃっているんですか。

田中課長 正式な特別委員会です。少なくともそういうガイドラインと。

白石主査 党派としては、どういう党派の先生方ですか。

田中課長 それは、民主党の先生もいらっしゃいますし、自民党の先生もいらっしゃいますし、いろいろな先生方がいらっしゃいます。

白石主査 では、最後のところですが、「放課後児童クラブの資質の向上」と書いてあって、ここもさきほどから繰り返しお聞きしていることですが、おつくりになったのは、あくまでも要望に応じて目安ですと。小さいところもあるし補助があるところもあるので、別にこれは守っても守らなくても1つの目安なのだとおっしゃるのですが、それと資質の向上とがどういうふうにリンクしていくのか。今ご説明いただいたことと、守っても守らなくてもいいガイドラインの存在と、この資質の向上というのが、私ちょっと頭の中で整理することができないんですけれども、どういうことなのでしょう。

田中課長 あまり明確なお答えにならないかも知れないですが、親の方の意見とか現場の方の意見とすれば、放課後プランができて、私ども設置促進したいということをつくっている訳ですが、一緒になったことによって資質が落ちてしまったり専用室がなくなってしまうと困るという意見を結構いただきますので、そこら辺も踏まえて、そういうものが落ちないようにしていきたいということで「資質の向上」という言葉でしているんです。

白石主査 でも、それを測る客観的な尺度というのは、さきほどの調査項目の中では見当たらないですね。それは自治体がきちんと独自で行うべきものという理解なのでしょうか。

田中課長 今回の調査は、連携の放課後プランの関係、両方の事業をどういうふうに行っているんだということを調査する訳でございますが、放課後子どもクラブ自体の調査というのは、毎年5月に、いろいろな実施場所からいろいろなことを調査しておりますので、その中でいろいろやっていきたいと思っています。

白石主査 ガイドラインのところ、児童1人当たり1.65㎡と書いてあるんですけれども、この数字というのはどこから。

田中課長 あまり根拠はないんですが、おおむね畳1畳、横になれるような。

白石主査 そうですよ。2 畳で3.3㎡ですから畳 1 畳。

田中課長 それぐらいの基準ということですよ。

事務局 こちらは補助要件とは無関係ですか。

田中課長 補助要件ではないですね。

厚生労働省 補助要件は交付要綱という形でのものがあって、必ずしもお金を出すに当たっての縛りはかかっていません。

事務局 面積基準はないということですね。

田中課長 ないです。

白石主査 あと、職員体制のことがガイドラインの中に書かれていますが、指導員を配置するということが有資格者が望ましいと書いてありますね。これは、例えば何人に対して何人とか、そういう目安も一切ないということですね。

田中課長 ないですね。大規模加算というのが、大規模の場合については加算分がありますけれども、保育所みたいに、何歳児、いくつというのはないですね。

白石主査 前にニュースで見たのですが、小学校 1 年生から 3 年生というのだけではないかな不安で、中高学年も含めて預かっていらっしゃる学童などがあると思いますが、努力したところについて、よりインセンティブが働く方向での補助制度というのはないのでしょうか。

田中課長 4 年生以上も預かることはできる。やはり規模によって補助金を定めているという感じです。

白石主査 他からいただいた資料を見ますと、小学校区数に対する放課後子ども教室の実施率が都道府県によって相当差があるんですね。例えば平成19年9月の数字で、富山県は97.2%なんですけど、一番低いところは私が住んでいる千葉県で4.8%なんですよ。やはりもっと数として増えていった方がいいと思うんですけども、増やすためには今後どういう取り組みをお考えでしょうか。

上月課長 まず、年内には調査も含めて、そういうことも含めて考えたいと思いますが、基本的には、まず広報が大事だと思っています。それで、特にあまりされていないところについては、個別に説明をしに行っております。それから、良い取り組み例をこれからちょっと集積して、自治体にとってよりやりやすいやり方というものも併せて伝えていきたいと思っています。なお、最初から、今年度は初年度ですから、初年度からかなり高いところは、実はその以前から自治体の方である意味で似たような、まったく同じではなくて、比較的近い取り組みをしていたところもあるように聞いています。

白石主査 名前を変えてそれをと。

上月課長 趣旨をもう少し合わせてですね。

白石主査 やはり、あいまいな形のガイドラインを出して、どんどん下の方に伝わっていくと、絶対これはやらなければいけないマストなのかと思ってしまうし、多種多様な取り組みで質の担保ができているところを是非、事例集とか好事例集という形でお出しいただく方が、ユーザー側と言いますか事業者側にとってはやりやすいのではないかと思います。

あと何かお聞きすることはありますか。

事務局 子ども教室の目標値というのは、学童の2万カ所と。

上月課長 同じように2万カ所と考えています。

白石主査 全小学校区ですよ。

上月課長 そうです。今、正確には2万2,000ぐらいあるんですけども、小規模だとかいろいろなものもありますので2万カ所と考えています。

白石主査 時間を少しオーバーしてしまいましたけれども、いろいろ貴重なご意見をお伺いさせていただきありがとうございました。

(厚生労働省・文部科学省関係者退室)

(以上)